

税制上の優遇について

公益社団・財団法人は、全て税法上の「特定公益増進法人」に該当し、法人が実施している公益目的事業を支援するために支出された寄附金については、税制上の優遇制度が認められている。寄附金税制優遇については、①個人からの寄附と②法人(民間企業等)からの寄附のそれぞれについて定められている。

①個人からの寄附

1. 所得控除

すべての公益社団・財団法人への寄附が対象となる税制優遇措置

2. 税額控除

一定の要件(PST要件)を満たしていることの証明を受けた公益社団・財団法人への寄附が対象となる税制優遇措置(1. 所得控除との選択適用)

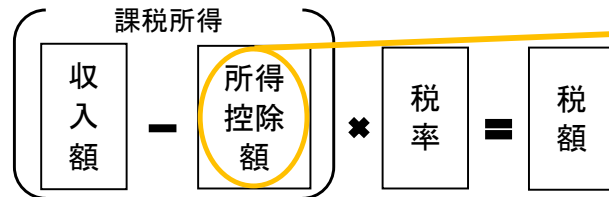
②法人(民間企業等)からの寄附

法人からすべての公益社団・財団法人へ支出された寄附金について、所得金額や資本金額等から算出される一定額を限度として、損金算入すること(損金算入の分だけ、課税対象額が減少します。)ができます。

個人からの寄附について

1. 所得控除

公益社団・財団法人に支出された個人からの寄附金について、(寄附金額※) - 2千円の額が所得控除されます。

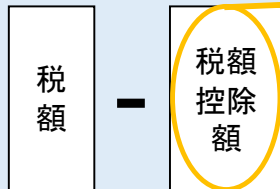


$$\frac{\text{(寄附金額 - 2千円)}}{\text{※所得金額の40\%相当額が限度}}$$

★所得控除を行った後に税額を掛けるため、所得税率が高い高所得者の方が減税効果大きい。

2. 税額控除(平成23年度税制改正によって創設)

いわゆるパブリックサポートテスト(PST要件)満たしている公益社団・財団法人に対する個人からの寄附金について、(寄附金額 - 2千円) × 40%の額を税額から控除し、所得控除制度との選択適用となります。



$$\frac{\text{(寄附金額 - 2千円)} \times 40\%}{\text{(注1) 寄附金額が総所得額の40\%に相当する金額を超える場合は、40\%に相当する額}} \\ \text{(注2) 控除額は所得税額の25\%が限度}$$

★税額を算出した後に、税率に関係なく、寄附金額を控除するため、小口の寄附にも減税効果大きい。

【パブリックサポートテスト(PST要件)とは】

法人の過去の実績において以下の要件のいずれかを満たすことが必要。

〈要件1〉 実績判定期間における、3000円以上の寄附者数が「実績判定期間年数 × 100人以上」

〈要件2〉 実績判定期間における「受入寄附金総額 / 総収入額が20%以上」